

モデル様式について

モデル様式の位置付け

- ・ モデル様式は、介護サービス事業所における業務効率化の取組を進め、介護職員等の事務負担を軽減することで、人材の定着につなげることを目的とするものです。
- ・ モデル様式は、基準省令や解釈通知等で必要とされる項目を網羅したものです。既存の事業所が使用している様式を否定するものではなく、必ずこの様式を使用しなければならないわけではありません。
- ・ 各事業所は、モデル様式を使用するときに、独自の項目を追加することができますし、各事業所で使用しやすいように様式を変更することもできます。
- ・ モデル様式にある項目について、別の様式（例：利用者一覧表等）に記録をしている場合には、モデル様式からその項目を削除して使用することもできます。
- ・ 県としては、モデル様式に記載されている項目について記録されていれば、記録すべき項目が不足しているという指導をしません。ただし、記載されている内容については、指導することがあります。
- ・ 事業所の様式において、モデル様式に記載されている項目がない場合には、項目を追加するなど改善してください。

※ 注意事項

- ・ モデル様式は、加算を想定して作成していないため、加算を算定する場合には、別途加算を取るための記録が必要となります。
- ・ 訪問介護サービス提供実施記録等の様式を市町村の総合事業用の記録としても使用する場合には、当該市町村に支障がないことを確認してください。